

食安発0809第2号
平成22年8月9日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

対ベトナム輸出食鳥肉の取扱いについて

今般、ベトナム政府より、平成22年9月1日以降ベトナムに輸出される食鳥肉に対する衛生証明書の添付について要請があったため、別紙のとおり、「対ベトナム輸出食鳥肉取扱要領」を定めましたので、本要領に基づき対応頂くとともに、関係事業者への周知等について特段のご配慮をお願いします。